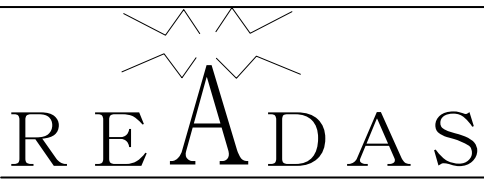


第 6044 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 9月19日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 海外慰安旅行

**Q**：今期は業績がいいので、海外へ慰安旅行に行こうと思っています。給与課税されない要件があるそうですが、どのようになっているのですか？

**A**：次のようになっています。

### 【解説】

会社が従業員のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担する場合、これらの費用は福利厚生費用となり、原則として従業員の給与として課税する必要はありません。

ところで、お尋ねのように海外へ慰安旅行行く場合ですが、給与として課税されていた時期もありましたが、現在は、次の要件を満たしており、金額も多額でなく妥当な範囲内であれば、社会通念上一般的に行われる慰安旅行とみなされ、福利厚生費用として取り扱われることとされています。

- (1) 旅行期間が4泊5日（海外の場合は目的地の滞在日数）
- (2) 全従業員の50%以上が参加

なお、海外慰安旅行に参加しなかった者に対して金銭を支給した場合には、不参加者だけでなく参加者についても、その不参加者に支給した金銭に相当する金額が給与課税されることとなっていますので注意してください。

